

日本リンパ網内系学会 定款第57条に関する細則

(副理事長)

第1条 副理事長の中に、理事から選任された筆頭副理事長1名を含む3名以内の副理事長を置く。

2. 理事長がその職務を果たせない場合には、筆頭副理事長、筆頭副理事長以外の副理事長の合議により選任された副理事長の順に代行する。

(常任理事)

第2条 常任理事は、理事長を議長とする常任理事会を組織し、学会運営全般に関する企画・立案などを審議するとともに、理事会や社員総会の為の資料作成、議決事項の処理等を行う。

2. 常任理事会は、理事長、庶務担当常任理事、財務担当常任理事と、編集委員会、教育委員会及び学術・企画委員会の各委員長を担当する常任理事から構成される。
3. 副理事長が常任理事を担当していない場合には、理事長は当該副理事長を常任理事に加えることができる。

(常任理事会)

第3条 常任理事会は、理事長（1人）、副理事長（1人以上3人以内）、常任理事（5人以内）から構成される。

2. 常任理事には、副理事長、庶務担当理事、財務担当理事、編集委員会委員長、教育委員会委員長、学術・企画委員会委員長をあてる。
3. 常任理事会に当該年の会長を加えることができる。
4. 常任理事会は、学会運営全般にわたる事項を取り纏め、理事会の円滑な運営に寄与する。
5. 理事長が議長を行う。
6. 常任理事の任期は定款第29条の規定に従い2年間とする。

(会長)

第4条 会長は、年1回、本会の学術集会を主宰する。

2. 会長は、理事会で推薦され、社員総会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。
3. 会長は、学術集会の日時及び場所を理事会と社員総会に諮り、承認を得なければならない。
4. 会長の任期を1年とし、前回開催の学術集会終了後から自らが主宰する学術集会の終了時までとする。会長は再任・重任できない。

(日本医学会委員)

第5条 理事会は、日本医学会委員（評議員、連絡委員、医学用語委員、医学用語代理委員）等の委員を選任する。

(理事及び監事の旅費と宿泊費)

第6条 理事及び監事には、旅費と宿泊費を支給することができる。旅費と宿泊費は以下の基準で

算定する。

- (1) 旅費は、新幹線あるいは特急の乗車料金と指定席料金を基準とする。
- (2) 遠方の場合は、航空機料金（エコノミークラス）を基準とする。
- (3) 日当は1日につき3,000円とする。
- (4) 宿泊費は実費を支給する（ただし、上限15,000円とする）。

（評議員（社員））

第7条 日本リンパ網内系学会評議員（社員）に関する細則を次のように定める。

日本リンパ網内系学会 評議員（社員）細則

（総則）

第1条 評議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、重要業務につき審議する。

（選任要件）

第2条 新たに評議員に選任されるときは、原則として以下のすべてを満たすことを要件とする。

- 2. 会員在籍が通算5年以上であること
- 3. 学術総会で自ら筆頭者として演題を発表した経験があること
- 4. 学会誌「Journal of Clinical and Experimental Hematopathology」に筆頭著者（あるいはequal contributor）として原著論文または総説論文を掲載した経験があること、または選任後の2年以内に掲載すること（2年以内に論文を掲載しない時は評議員資格が取り消されることがある）

（委嘱）

第3条 評議員は、理事会と社員総会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

（評議員候補者の推薦）

第4条 評議員は、評議員候補者を推薦することができる。

- 2. この場合、毎年の3月末日までに、推薦状及び候補者の略歴と学術業績目録を理事長に提出しなければならない。
- 3. 理事長は候補者の資格等に付き審査する。

（報酬）

第5条 評議員は無報酬とする。

（日本リンパ網内系学会各種委員会規約）

第8条 日本リンパ網内系学会各種委員会に関する細則を次のように定める。

日本リンパ網内系学会 編集委員会規約

（総則）

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に編集委員会を置く。

（目的）

第2条 本会の主要な事業である学術雑誌の発行を通じて、学術集会と学会活動に反映させ、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

（業務）

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

2. 本会の公式ジャーナル “Journal of Clinical and Experimental Hematopathology (JCEH)” の刊行
3. 日本リンパ網内系学会会誌（抄録集）の刊行
4. その他の学術雑誌の発行

(構成)

第4条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名、副委員長2名（基礎・病理系と病理を除く臨床系からそれぞれ1名ずつ）及び委員8名（基礎・病理系と病理を除く臨床系からそれぞれ4名ずつ）を置く。
3. 理事会にて選任された常任理事1名を委員長とする。
4. 委員長は副委員長と委員を指名できる。
5. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。
6. 委員長はJCEHのEditor-in-Chiefを、副委員長は、原則としてJCEHのmanaging editorを兼務する。

(委員会)

第5条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は副委員長のどちらかが、合議の上、これを代行する。

2. 委員会は過半数の出席により成立する。
3. 出席委員の過半数を持って議決し、委員長と副委員長も議決に参加することができる。
4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる。

(改正)

第6条 この規約の改正は、理事会、評議員会、総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 学術・企画委員会規約

(総則)

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に学術・企画委員会を置く。

(目的)

第2条 日本リンパ網内系学会の目的を尊重し、本学会が学術面で果たすべき、国際的な視野に立った、継続性のあるグランドデザインを策定し、学術集会と学会活動に反映させることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

2. 学術面におけるグランドデザインの策定
3. プログラム委員会への参画と学術集会へのグランドデザインの反映
4. 学会の広報活動
5. その他の学術集会と学会活動に関する事項

(会議への出席)

第4条 委員長と副委員長はプログラム委員を兼ねるものとする。

(構成)

第5条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名（常任理事を兼務）、副委員長1名（委員長が基礎・病理系の場合は病理を除く臨床系が、委員長が病理を除く臨床系の場合は基礎・病理系が担当）、委員4名（基礎・病理系と病

理を除く臨床系から各2名ずつ)を置く。

3. 理事会にて選任された常任理事1名を委員長とする。
4. 委員長は副委員長と委員を指名できる。
5. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は副委員長が代行する。

2. 委員会は過半数の出席により成立する。
3. 出席委員の過半数を持って議決し、委員長と副委員長も議決に参加することができる。
4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる。

(改正)

第7条 この規約の改正は、理事会、評議員会、総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 教育委員会規約

(総則)

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に教育委員会を置く。

(目的)

第2条 日本リンパ網内系学会の目的を尊重し、本学会が教育面で果たすべき、国際的な視野に立った、継続性のあるグランドデザインを策定し、学術集会と学会活動に反映させることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

2. 医学生・大学院生・研修医への啓蒙活動、臨床検査技師や若手医師に対する教育、熟練医師に対するリカレント教育などに関するグランドデザインの策定
3. プログラム委員会への参画と学術集会へのグランドデザインの反映
4. その他の学術集会と学会活動に関する事項

(会議への出席)

第4条 委員長と副委員長はプログラム委員を兼ねるものとする。

(構成)

第5条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名(常任理事を兼務)、副委員長1名(委員長が基礎・病理系の場合は病理を除く臨床系が、委員長が病理を除く臨床系の場合は基礎・病理系が担当)、委員4名(基礎・病理系と病理を除く臨床系から各2名ずつ)を置く。
3. 理事会にて選任された常任理事1名を委員長とする。
4. 委員長は副委員長と委員を指名できる。
5. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は副委員長が代行する。

2. 委員会は過半数の出席により成立する。
3. 出席委員の過半数を持って議決し、委員長と副委員長も議決に参加することができる。
4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる。

(改正)

第7条 この規約の改正は、理事会、評議員会、総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 利益相反(COI)委員会規約

(総則)

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に利益相反(Conflict of Interest, COI)委員会（以下本委員会という）を置く。

(目的)

第2条 日本リンパ網内系学会員などの利益相反にかかる状態を、公正に管理することを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、理事会・機関雑誌編集委員会・倫理委員会と連携し、利益相反指針・細則ならびに利益相反委員会規約に定めるところにより、学会における利益相反に関わる事項を取り扱う。本委員会委員は、知り得た会員の利益相反情報についての守秘義務を負う。

(構成)

第4条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名、副委員長1名、委員4名を置く。
3. 理事会にて選任された理事1名を委員長とする。
4. 委員長は副委員長と委員を指名できる。
5. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。
6. 委員長が必要と認め、理事会がこれを承認した場合は、若干名の学会内部および外部委員を指名することができる。

(委員会)

第5条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は副委員長が代行する。

2. 委員会は過半数の出席により成立する。
3. 出席委員の過半数を持って議決し、委員長と副委員長も議決に参加することができる。
4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる。

(改正)

第6条 この規約の改正は、理事会・評議員会・総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 診療・保険委員会規約

(総則)

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に社会・保険委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 日本リンパ網内系学会会則第2条に定める目的遂行のために、学会が社会に対する責任を果たすため、健康保険に関する事項について審議し、健康保険制度の適正化を通してリンパ腫診療の質の向上を目的とする。また患者団体との協力関係を構築し、よりよい医療を提供するための提言を行う。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

2. 健康保険に関する適正な学会案の作成

3. 健康保険に関する会員への教育、普及

4. 健康保険に関するその他の事項の審議

(構成)

第4条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名、副委員長1名、委員10名を置く。

3. 理事会にて選任された理事1名を委員長とする。

4. 委員長は副委員長と委員を指名することができる。

5. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。

6. 委員長が必要と認め、理事会がこれを承認した場合は、若干名の学会内部および外部委員を指名することができる。

(委員会)

第5条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は副委員長が代行する。

2. 委員会は過半数の委員の出席により成立する。

3. 議決は出席委員の過半数をもってし、委員長、副委員長も議決に参加できる。

4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる。

(小委員会)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、小委員会を設けることができる。

2. 小委員会委員は委員長が委嘱する。

3. 小委員会委員長は委員会委員から選出する。

(改正)

第7条 この規約の改正は、理事会・評議員会・総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 将来構想実施委員会規約

(総則)

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に将来構想実施委員会を置く。

(目的)

第2条 本会の学会活動全般にわたる提言・立案及び実践を行い、学術集会と学会活動に反映させ、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本会の全ての学会活動に関する提言・立案及び実践と検証を、他の委員会などと協調して行う。

(構成)

第4条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名、副委員長(数名)と委員(20名以内)を置く。

3. 理事会にて選任された理事1名を委員長とする。

4. 委員長は副委員長と理事以外の委員を指名できる。

5. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は、副委員長がこれを代行する。

2. 委員会は過半数の委員の出席により成立する.
3. 議決は出席委員の過半数をもってし、委員長も議決に参加できる.
4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる.

(改正)

第6条 この規約の改正は、理事会、評議員会、総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 倫理委員会規約

(総則)

第1条 一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会に倫理委員会を置く。

(目的)

第2条 日本リンパ網内系学会会員が診療、研究などを行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議し、学会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 理事長から諮問のあった次の事項について審議する。

2. 会員から診療、研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
3. 会員の診療、研究について倫理的疑義が提起された事項
4. その他必要と認めた事項

(構成)

第4条 次の委員をもって組織する。

2. 委員長1名（理事長）、副委員長1名（庶務担当理事）、委員3名（その他の理事から2名および学会が委嘱した会員以外の者から1名）を置く。
3. 委員長は副委員長と委員を指名できる。
4. 委員長、副委員長と委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。
6. 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

(委員会)

第5条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は副委員長が代行する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ会員以外の委員が出席しなければ開催できない。
3. 審議の結論は、原則として出席委員の合意を必要とする。
4. 審議経過と内容は記録として保存する。

(審査手続)

第6条 委員会での審議を希望する者は、倫理審議申請書（別紙様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。
3. 理事長は、答申を受けた内容を申請者に通知する。

(改正)

第7条 この規約の改正は、理事会、評議員会、総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 プログラム委員会規約

(総則)

第1条 日本一般社団法人日本リンパ網内系学会定款第57条に基づき、日本リンパ網内系学会にプログラム委員会を置く。

(目的)

第2条 学術集会などのプログラムを策定して、学術集会と学会活動に反映させ、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

2. 学術集会のプログラム策定と検証
3. 学術集会に関するその他の企画のプログラム策定と検証

(構成)

第4条 次の委員をもって組織する。

2. 次期会長（1名）、次期会長推薦委員（1名）、次々期会長（1名）、次々期会長推薦委員（1名）、理事会選任委員（基礎・病理系と病理を除く臨床系各2名）、学術・企画委員会の委員長と副委員長（2名）、教育委員会の委員長と副委員長（2名）の計12名で構成される。
3. 次期会長は、プログラム委員会の委員長を務める。
4. 理事会選任委員は、理事会で選任され理事長がこれを委嘱する。
5. 委員長の任期は1年とし、委員長は再任されない。
6. 委員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員長が委員会を招集し、議長を務める。委員長が出席できない場合は次期会長推薦委員が代行する。

2. 委員会は過半数の委員の出席により成立する。
3. 議決は出席委員の過半数をもってし、委員長も議決に参加できる。
4. 委員長が必要と認めた者は委員会に陪席し、発言することができる。

(改正)

第6条 この規約の改正は、理事会、評議員会、総会の議決を経て発効する。

日本リンパ網内系学会 会費細則

(総則)

第1条 会員は年会費を納入しなければならない。

2. 年会費は次のとおりとする。

(1) 正会員（個人のみ）

一般会員	8, 000円
評議員	10, 000円
(2) 学生会員（個人のみ）	2, 000円
(3) 名誉会員（個人または団体）	会費免除
(4) 賛助会員（個人または団体）	一口 30, 000円以上

(業務)

第2条 既納の会費は、いかなる事由があっても変換しない。

平成28年5月20日施行

平成29年6月30日改定

平成30年7月 1日改定